

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第六号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第三十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。